院號

者、不知有何說歟、直方曰、余從邦俗耳、此邦自古無字號、何必背邦俗之爲、假令余之彼西之邦、亦以名直方、通稱五郎左衞門居、故雖弟子、直稱曰直方先生、稻葉默齋、墨水一滴云、斯文源流、以剛齋爲直方先生號誤矣、弟子野田德勝、號剛齋、或云、直方、號峯松軒、此蓋一時名、軒耳、非自表之號、

〔常照愚草〕一法體の人、軒號院號之事、大かたの人をば軒號院號酎酌候事也、讃州持常細川を慈雲院と申候し事は、發心の體にて、然も其仁體一かどの儀にて候つる間、院號常に申したる儀也、軒號も同前ながらも、院號よりはあさく候はん哉、仍て兩號の候事、常式は其憚可在之、略中諸人なき跡に、寺院號を稱する事、其例數多在之、

〔孝經樓漫筆四〕院號

我國むかし佛法に歸し、剃髮しても、度を賜ざれば法名を稱する事あたはず、但出家の人は房號有、後禪宗我國に弘通し、授るに、戒名を以てし、また道號を受しむ、塔頭を立はじめ、院號寺號を稱す、塔頭なしといへども、貴介は是に准じて、寺院の號を以てす、是より末々士庶といへども不憚、私に院號を稱す、

〔久昌寺法式〕一以香火寺名、爲創建主號、乃本朝中古之風、而名卿巨公之稱也、然近世僧徒不論士庶、謾授院號、是大訛也、向後堅禁之、且夫院號之下加殿字、乃叢林禪徒所傳謬、而甚無義理、向後縱雖有官爵者、有故稱院號、不得加殿字、

〔稱呼私辨〕院號、其始非天子不稱、中古藤原氏執柄時、兼家公號法興院、是其始也、至足利尊氏號等持院、武家稱院、是其始也云、

〔日本紀略九一條〕正暦二年九月十六日壬子、戊刻皇太后宮○圓融后藤原詮子落飾爲尼、○略中停皇太后宮職、爲東三條院、年官年爵封戶如元、

〔愚管抄三〕一條院御母は、東三條院と申す、女院の始は、この女院也、これは兼家のむすめにて、圓